

羽生市節電設備導入支援補助金

申請要領

令和8年9月

羽生市役所商工課

1 事業の目的

燃料価格の高騰により増加する光熱費の負担を軽減するため、節電効果の高い設備に更新する事業者に対し、補助金を交付することにより、経営支援を図るものです。

2 補助対象

以下の要件全てに該当する方が対象になります。

- (1) 所得税法第229条に規定する開業等届出または、法人税法第148条第1項に規定する設立の届出により、令和8年4月1日現在において市内で事業を開始していること
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 性風俗特殊営業を営む事業者に該当しないこと
- (4) 羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと
- (5) 補助対象経費について、他の公的制度で助成・補助等を受けていないこと
- (6) 本補助金交付後も引き続き事業を継続すること

3 対象となる設備

- (1) 対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、以下の15種類です。導入した補助対象設備の合計額（設置等に係る費用を含む。）が20万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の場合、対象となります。

①高効率空調 ②高効率照明 ③業務用給湯器 ④冷凍冷蔵設備 ⑤高性能ボイラ ⑥産業ヒートポンプ ⑦産業用モータ ⑧高効率コージェネレーション ⑨低炭素工業炉 ⑩変圧器 ⑪工作機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑬プレス機械 ⑭印刷機械 ⑮ダイカストマシン
--

- (2) 補助対象設備は、中古品を除きます。
- (3) 補助対象設備は、**売買契約を済ませた設備**を対象とし、リース契約によるものは除きます。
- (4) 補助対象設備は、補助対象者が市内の店舗、工場又は事業所に導入するものとします。

4 補助額

補助額は更新した補助対象設備の合計額の2分の1です。なお、上限50万円となります。（千円未満切捨て）

※補助金の交付は、1事業所につき同一年度内1回限りです。

※補助金につきましては、申請期間中であっても、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。あらかじめご了承ください。

5 補助金の申請方法

補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に持参により羽生市商工課に提出してください。

（1） 必要書類

- ① 羽生市節電設備導入支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 節電効果計算書（空調）（様式第3号）又は節電効果計算書（照明等）（様式第4号）

※様式第3号と第4号は、空調と照明等で異なりますので、該当する様式を提出してください。

- ④ 補助対象者の年間使用電力量が確認できる書類
- ⑤ 工事着工前の写真
- ⑥ 補助対象設備の見積書
- ⑦ 履歴事項全部証明書
- ⑧ 補助対象設備の詳細が分かる書類（パンフレット等）
- ⑨ 事業所の概要が分かる書類
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

※⑧履歴事項全部証明書は添付省略することができます。

（2） 申請期間

令和8年9月14日（月）～令和9年1月29日（金）

※持参による提出は、土・日曜日、祝日、市民プラザ休館日を除きます。なお、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※補助金の申請については、申請期間中であっても、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。あらかじめご了承ください。

※必ず年度内に工事完了、支払いまで完了する必要があります。

6 補助金の交付決定

申請書類の審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市節電設備導入支援補助金交付決定通知書（様式第5号）を送付します。

※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

7 申請後の変更等について

補助金交付決定後、申請書の内容に変更がある場合には、羽生市節電設備導入支援補助金内容変更等承認申請書（様式第6号）を提出してください。

8 実績報告

補助対象設備の更新完了後 30 日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を持参により羽生市商工課に提出してください。

- ① 羽生市節電設備導入支援補助金実績報告書（様式第7号）
- ② 領収証の写し等の支払を証する書類
- ③ 導入した設備が確認できる写真（工事着工後のもの）
- ④ 羽生市節電設備導入支援補助金請求書（様式第9号）
- ⑤ 振込先口座の通帳（表紙＋通帳見開き部分）の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

9 補助金の振込

「7 実績報告」にて示された提出書類の審査の結果、補助金の交付が確定した場合、羽生市節電設備導入支援補助金交付確定通知書（様式第8号）を送付します。

交付確定通知書送付後、概ね 1 か月以内を目安に通知書に記載された補助金額を振込みます。

10 事業の効果測定について

更新した設備の節電効果を確認するため、実績報告を行った日から起算して 1 年経過後 30 日以内に事業実施報告書（様式第10号）を提出してください。

例 1) 令和8年10月31日に実績報告を提出

→事業実施報告書は令和9年11月30日までに提出

例2) 令和9年1月15日に実績報告を提出
→事業実施報告書は令和10年2月14日までに提出

1.1 提出書類について

申請書等の提出書類は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（市民プラザ内）で配布します。

1.2 問合せ先

羽生市役所 商工課

電話048-560-3111（直通）

MAIL shoukou@city.hanyu.lg.jp

問合せ時間 午前8時30分～午後5時15分

（土・日曜日、祝日、市民プラザ休館日を除く。）

1.3 主な質疑応答

Q1 補助対象設備を15種類とした理由を教えてください。

A1 国の補助金である、「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」における補助対象設備に準じて設定しております。

Q2 太陽光システムについては、対象としないのですか。

A2 本補助金につきましては、対象外とさせて頂きました。

Q3 節電効果についての基準については、どの程度ですか。

A3 更新する補助対象設備における年間電力消費量が、更新前と比べて10%以上削減することを基準としております。

Q4 事業所全体で10%以上削減できなくても、補助対象となるのですか。

A4 本補助金では、より節電効果の高い設備への更新を目的としていますので、対象設備の更新前後で10%以上削減することを基準としております。

Q5 更新する補助対象設備については、市外にある事業所に導入することは認めていないとなっていますが。

A5 市内事業における更新により、市内事業所の節電効果を高めていただ

くことを目的としておりますので、本補助金では市外事業所への更新を対象としておりません。

Q 6 諸般の事情により、事業完了が相当遅れそうな事が判明しました。補助金の扱いについて、どうしたらよろしいでしょうか。

A 6 工期の遅れ、製品・部材の未入荷が長引く等が判明した時点で、商工課までご相談をお願いします。

Q 7 更新する前の対象設備について、電力消費量がよく分からない場合、どのように計算すればよろしいでしょうか。

A 7 申請者が工事施工業者等に電力消費量の計算を依頼する等により、消費量を求めてください。

Q 8 納税要件の確認については、証明書は必要でしょうか。

A 8 不要です。納税の要件確認につきましては、市で行います。

Q 9 対象となる事業所について教えてください。

A 9 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者となります。

詳しくは、「別紙1 中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者」をご覧ください。

Q 1 0 対象とならない事業所について詳しく教えてください。

A 1 0 学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合などです。

詳しくは、「別紙2 申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

Q 1 1 申請に係る費用は自己負担ですか。

A 1 1 切手代、送料、コピー代等の、申請手続きに関する費用は自己負担となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はありません。

Q 1 2 申請してから振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。

A 1 2 申請受付後、申請書類の審査を行います。審査は受付後速やかに行い、概ね1か月以内に指定の口座に振り込まれます。なお、交付決定

通知書に振込予定日を同封していますので、ご確認ください。

また、申請書類に不備がある場合や、再提出を求めた場合は、書類が整った段階で受付を行います。

Q13 申請を受付した、審査中である、補助金の交付が決定したといった途中の段階が分かる手段はありますか。

A13 受付状況等の分かる手段については、システムを構築していないので、ございません。ご不便をお掛け致します。

Q14 今回の補助金は、課税対象になりますか。

A14 税法上、益金（個人事業主の場合、総収入金額）に算入されます。

Q15 市内に複数の事業所がある場合の補助金はどうなりますか。

A15 本店での申請となるため、補助金は1回限りの申請となります。

Q16 以前に本補助金の交付を受けているのですが、今回も申請することは可能ですか。

A16 可能です。ただし、前回補助を受けた設備とは異なる設備の更新であること、または、前回補助を受け更新した場所と異なる場所での更新であることが必要です。

別紙 1 中小企業信用保険法第 2 条に定める中小企業者について

下記の業種について、資本金または常時使用する従業員数の**いずれか一方**が該当していれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等※ 1	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業（飲食業含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人等※ 2	—	300 人以下

※ 1 【製造業の対象業種事例】

建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む）、不動産業（建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※ 2 医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業		
（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅行業	3 億円以下	300 人以下
宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

（注）家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含まれません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。また、NPO 法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含まれません。

別紙2 申請対象外となる業種一覧

対象外業種	摘要
農業	次の業種を除く。 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業 以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。 ・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業
林業	次の業種を除く。 ・素材生産業及び素材生産サービス業 以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。 ・製薪炭業 ・薪請負製造業 ・炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全 業 種
漁業	全 業 種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。
卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する 性風俗関連特殊営業
飲食業のうち右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。
サービス業のうち右に該当するもの	取立業（公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合）	